

令和3年度茨城県カーボンニュートラル技術実証推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度茨城県カーボンニュートラル技術実証推進事業委託業務

2 事業目的

温室効果ガスの排出削減に向けた世界的な取組が急速に進む中、わが国も2050年の実質ゼロ達成、中間目標として2030年まで46%削減を表明したところである。産業界においても、ESG投資の拡大や、グローバル企業からの脱炭素化の要求などにより、カーボンニュートラル対応が不可避な状況となっている。

このような中、本県では、二酸化炭素の約6割が産業系から排出されており、県内事業場の二酸化炭素排出量の9割近くが港湾や工業地帯を抱える臨海部に集中している。二酸化炭素排出量の大幅削減、産業競争力・立地競争力の強化を図るためには、臨海部を中心とした集中的な取組が必要である。

本事業では、中長期的な観点で、カーボンニュートラル実現に向けた民民連携の事業モデル（以下、「個別プロジェクト」という。）を複数組成させるべく、新エネルギー（水素・アンモニア等）の需要推計調査及びカーボンニュートラル関連の技術動向調査を行い、「想定される需要」と「活用できる技術」の見える化を図ることで、再エネ電力や新エネルギーのサプライチェーンの構築やエネルギー構造の抜本的転換に必要な技術開発、設備投資促進のための個別プロジェクト形成に向けた仮説提案等を行うことを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

4 事業内容

「2 事業目的」を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 新エネルギー需要の推計（需要推計調査）

- ・ 県全体（産業、エネルギー転換、民生、運輸の各部門）のエネルギー使用状況（エネルギーの種別、量）及びCO₂排出量を把握・分析したうえで、現在使用中のエネルギーが新エネルギー（水素・アンモニア・再エネ発電等）へ段階的に移行することを想定し、新エネルギー毎の需要量やCO₂排出削減量を推計する。
- ・ 推計結果をふまえ、想定される個別プロジェクト毎に需要を精査する（新エネルギーへ移行する時系列整理、移行後のCO₂発生量と利活用可能な量や手法等）。
- ・ 推計にあたっては、県地球環境保全行動条例に基づく特定事業場の報告値（化石燃料使用量、電力使用量、CO₂排出量等）を基礎資料として用いることができる。
- ・ 国土交通省がカーボンニュートラルポート形成計画策定のために実施する港湾周辺部の需要推計値も参考とする。
- ・ 調査の実施にあたっては、調査方法や調査結果報告書の構成等について、事前に県と協議のうえ決定すること。

(2) カーボンニュートラル関連技術の整理・検討（技術動向調査）

- ・ 県内外の研究機関及び企業が有するカーボンニュートラル関連技術について、研究開発動向等を調査・分析し、現在の研究フェーズ、実用化に向けた課題やスケジュール感を整理したうえで、これらの技術のカーボンニュートラル実現に向けた中長期的な

- 個別プロジェクトへの活用可能性を検討、提案する。
- ・海外での先進事例の調査・分析も行うこととする。
 - ・調査対象技術は、別添「カーボンニュートラル関連調査対象技術（例）」を基本とする。
 - ・調査の実施にあたっては、調査対象とする研究機関及び企業、調査項目、調査結果報告書の構成等について、事前に県と協議のうえ決定すること。

(3) 個別プロジェクト形成支援、シナリオ検討

- ・(1)と(2)で把握した需要と技術の分析結果等を踏まえ、本県でのカーボンニュートラル実現に向けた中長期的な個別プロジェクトの形成に関する仮説（シナリオ、プレイヤー、事業スキーム、課題や必要な支援の整理等）を提案する。
- ・仮説設定にあたっては、新エネルギーのサプライチェーン構築や臨海部立地企業を対象としたエネルギー・産業部門の構造転換に限らず、県内全域を対象に、ガス、電気、化学、鉄、パルプ、食品など業界毎のプロジェクト形成、内陸部工業団地におけるエネルギーのグリーン化、都市部のスマートシティ化、農林水産業のカーボンニュートラル化、FIT終了後の再生可能エネルギーの活用等、多様な切り口で可能性を検討すること。
- ・個別プロジェクトの仮説提案に向け、県と連携して、上記可能性の検討結果をもとに、県内立地企業はもとより国内外の企業へヒアリングを行う。
- ・企業へのヒアリングにあたっては、業種別にターゲット企業を選定・アプローチのうえ、意見交換を行う。ヒアリング回数は延べ40回程度を目安とし、WEB会議等の活用も可能とする。
- ・ヒアリングの進捗状況や課題は、順次、県に報告するとともに、プロジェクト形成の可能性が高まる等、一定の段階に達した時点で調整を県に引き継ぐこと。また、県が直接調整を行っている企業（別途提示）には、原則介入しないこととする。
- ・プロジェクト検討段階において、県の求めに応じ、技術的助言等のサポートを行う。

5 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密の保持

受託者は、社内における情報セキュリティを確保するための体制を定めた要領及び本業務における情報取扱者名簿を提出すること。

受託者は、本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、茨城県個人情報保護条例(平成17年茨城県条例第1号)を遵守しなければならない。また、委託業務を実施する上で取り扱う個人情報については、漏洩、滅失又は毀損防止、その他の個人情報管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6 成果品

本委託事業の成果品について、以下のとおり納品すること。

(1) 調査報告書の紙媒体（3部）

新エネルギー需要推計調査報告書及びカーボンニュートラル関連技術動向調査報告書について、紙媒体で各3部納品すること。

(2) 調査報告書等の電磁的記録媒体（CD-R2枚）

新エネルギー需要推計調査報告書、カーボンニュートラル関連技術動向調査報告書、調査で得られた元データ、プロジェクト仮説提案等に係る報告書について、CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

データは、Microsoft Officeで作成し、茨城県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

7 知的財産権の取扱い

- (1) 本事業の実施による知的財産権については、委託者が保有するものとし、受託者が複製・複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品に係る知的財産権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

8 会計関係資料の作成及び提出等に係る留意事項

- (1) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。一般管理費については、契約時に定めた率に基づき精算する。
- (2) 人件費については、各日の作業実績を記載した作業報告書を月ごとに作成し、当該作業日数及び契約時に定めた人件費単価に基づき精算額を算定する。
- (3) 4事業内容「(1) 需要推計調査」(…A)と、「(2) 技術動向調査及び(3) 個別プロジェクト形成支援、シナリオ検討」(…B)について、県の予算管理上、別に支出状況を管理し、それぞれに実績額を精算する必要があるため、支出証拠書類及び人件費作業報告書について、内訳がわかるよう、別々に管理すること。また、A B間の経費の流用は行えない。
- (4) 本事業で対象とならない経費は次のとおりである。
 - ・当事業との関連が認められない経費
 - ・機械・機器等備品（取得価格10万円以上）の購入経費
 - ・食糧費
 - ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (5) 当事業は国の交付金を活用して行う事業のため、会計検査院による実地検査の対象となることから、委託事業の関係書類は、事業終了後5年間は保存すること。

9 その他

- (1) 業務における協議・打合せは、業務着手時、中間報告及び成果品納入時に行うほか、委託者が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、関係書類、業務報告及び業務進捗状況等の資料や情報提供を行うものとする。なお、成果品等に不備があった場合には、委託者の指示により、受託者は速やかに対応するものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本仕様書について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けること。